

## 令和4年度中央市一般会計予算

令和4年度中央市一般会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,294,156千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

### (繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

### (債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

### (一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		4,530,968
	1 市 民 税	1,908,449
	2 固 定 資 産 税	2,280,602
	3 軽 自 動 車 税	131,917
	4 市 た ば こ 税	210,000
2 地 方 譲 与 税		127,252
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	29,552
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	93,500
	3 森 林 環 境 譲 与 税	4,200
3 利 子 割 交 付 金		2,900
	1 利 子 割 交 付 金	2,900
4 配 当 割 交 付 金		25,900
	1 配 当 割 交 付 金	25,900
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		46,100
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	46,100
6 法 人 事 業 税 交 付 金		79,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	79,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		703,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	703,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		20,200
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	20,200
9 地 方 特 例 交 付 金		34,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	34,000
10 地 方 交 付 税		2,080,010
	1 地 方 交 付 税	2,080,010
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,510
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,510
12 分 担 金 及 び 負 担 金		239,774
	1 負 担 金	239,774
13 使 用 料 及 び 手 数 料		66,721
	1 使 用 料	47,457
	2 手 数 料	19,264
14 国 庫 支 出 金		1,611,292

(単位：千円)

款	項	金額
	1 国庫負担金	1,316,364
	2 国庫補助金	287,136
	3 委託金	7,792
15 県支出金		875,372
	1 県負担金	546,249
	2 県補助金	239,730
	3 委託金	89,393
16 財産収入		28,239
	1 財産運用収入	28,237
	2 財産売却収入	2
17 寄附金		280,003
	1 寄附金	280,003
18 繰入金		1,524,392
	1 基金繰入金	1,504,392
	2 特別会計繰入金	20,000
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		67,643
	1 延滞金、加算金及び過料	2,781
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	64,861
21 市債		846,880
	1 市債	846,880
歳入合計		13,294,156

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		146,432
	1 議 会 費	146,432
2 総 務 費		1,713,669
	1 総 務 管 理 費	1,143,950
	2 企 画 費	111,977
	3 徴 税 費	210,411
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	111,804
	5 選 挙 費	62,317
	6 防 災 費	70,778
	7 統 計 調 査 費	1,710
	8 監 査 委 員 費	722
3 民 生 費		4,750,710
	1 社 会 福 祉 費	2,172,881
	2 児 童 福 祉 費	2,191,138
	3 生 活 保 護 費	328,193
	4 災 害 救 助 費	5
	5 福 祉 施 設 費	58,493
4 衛 生 費		940,200
	1 保 健 衛 生 費	496,846
	2 清 掃 費	396,354
	3 水 道 費	47,000
5 労 働 費		3,725
	1 労 働 諸 費	3,725
6 農 林 水 産 業 費		429,039
	1 農 業 費	421,032
	2 林 業 費	8,007
7 商 工 費		74,310
	1 商 工 費	74,310
8 土 木 費		1,139,484
	1 土 木 管 理 費	57,735
	2 道 路 橋 梁 費	204,488
	3 河 川 費	14,115
	4 都 市 計 画 費	835,193



第2表 継続費

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉諸費	4,048	令和4年度	2,101
				令和5年度	1,947

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
1 議会費	1 議会費	議会運営費	3,763
合 計			3,763

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額 (千円)
国営施設機能保全事業負担金	令和4年度から 令和20年度まで	36,945
合 計		36,945

第5表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	38,900	普通貸借	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。</p> <p>ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。</p>
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業 債	8,000			
地方道路等整備事業債	40,000			
合 併 特 例 事 業 債	171,400			
市 町 村 振 興 資 金	125,000			
臨 時 財 政 対 策 債	200,000			
借 換 債 （ 銀 行 等 約 定 償 還 借 換 債 ）	263,580			
合 計	846,880			





## 令和 4 年度中央市国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度中央市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 1 5 8, 7 3 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		616,513
	1 国 民 健 康 保 険 税	616,513
2 使 用 料 及 び 手 数 料		460
	1 手 数 料	460
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		2,247,146
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	2,247,146
5 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
6 繰 入 金		281,600
	1 一 般 会 計 繰 入 金	281,600
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		13,007
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	8,004
	2 雑 入	5,003
歳 入 合 計		3,158,732

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		67,821
	1 総 務 管 理 費	63,126
	2 徴 収 費	4,458
	3 運 営 協 議 会 費	237
2 保 険 給 付 費		2,215,399
	1 療 養 諸 費	1,919,837
	2 高 額 療 養 費	283,217
	3 移 送 費	96
	4 出 産 育 児 諸 費	9,665
	5 葬 祭 諸 費	2,500
	6 傷 病 手 当 金	84
3 国民健康保険事業費納付金		790,778
	1 医 療 給 付 費 分	551,051
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	179,072
	3 介 護 納 付 金 分	60,608
	4 退 職 被 保 険 者 納 付 金 精 算 分	47
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		31,262
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	28,391
	2 保 健 事 業 費	2,871
6 基 金 積 立 金		5
	1 基 金 積 立 金	5
7 諸 支 出 金		23,466
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,466
	2 繰 出 金	20,000
8 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	3,158,732



## 令和4年度中央市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度中央市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ385,012千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		277,527
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	277,527
2 使 用 料 及 び 手 数 料		65
	1 手 数 料	65
3 繰 入 金		103,598
	1 一 般 会 計 繰 入 金	103,598
4 諸 収 入		3,587
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	520
	3 雑 入	3,065
5 繰 越 金		235
	1 繰 越 金	235
歳 入 合 計		385,012







## 令和4年度中央市介護保険特別会計予算

令和4年度中央市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,118,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		446,815
	1 介 護 保 險 料	446,815
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		494,214
	1 国 庫 負 担 金	368,333
	2 国 庫 補 助 金	125,881
4 支 払 基 金 交 付 金		543,970
	1 支 払 基 金 交 付 金	543,970
5 県 支 出 金		288,275
	1 県 負 担 金	274,856
	2 県 補 助 金	13,419
6 財 産 収 入		30
	1 財 産 運 用 収 入	30
7 繰 入 金		342,200
	1 一 般 会 計 繰 入 金	342,200
8 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
9 諸 収 入		1,996
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	1,994
歳 入 合 計		2,118,502





## 令和4年度中央市地域包括支援センター特別会計予算

令和4年度中央市地域包括支援センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,174千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		1,404
	1 予防給付費収入	1,404
2 繰入金		11,769
	1 一般会計繰入金	11,769
3 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		13,174

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		11,769
	1 総 務 管 理 費	11,769
2 事 業 費		1,404
	1 居 宅 介 護 支 援 事 業 費	1,404
3 諸 支 出 金		1
	1 償 還 金	1
歳 出	合 計	13,174





## 令和4年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算

令和4年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,063千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,780
	1 負 担 金	9,780
2 使 用 料 及 び 手 数 料		39,815
	1 使 用 料	39,780
	2 手 数 料	35
3 財 産 収 入		30
	1 財 産 運 用 収 入	30
4 繰 入 金		23,937
	1 一 般 会 計 繰 入 金	17,337
	2 基 金 繰 入 金	6,600
5 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
6 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		74,063

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		59,283
	1 総 務 管 理 費	59,283
2 諸 支 出 金		12,780
	1 基 金 費	12,780
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	74,063



## 令和4年度中央市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度中央市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次の通りとする。

(1) 給水戸数	1, 394戸
(2) 年間総給水量	1, 136, 201 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	3, 112 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 配水設備改良事業	20, 900千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。

収 入	
第1款 簡易水道事業収益	208, 244千円
第1項 営業収益	143, 654千円
第2項 営業外収益	64, 589千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 簡易水道事業費用	183, 505千円
第1項 営業費用	155, 484千円
第2項 営業外費用	25, 921千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	2, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額91, 491千円は、損益勘定留保資金91, 491千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	20, 000千円
第1項 企業債	20, 000千円

支 出

第1款 資本的支出	111,491千円
第1項 建設改良費	21,009千円
第2項 企業債償還金	87,482千円
第3項 予備費	3,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	20,000千円	証書借入の方法による。起債の時期は令和4年事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 20,263千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、47,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、2,622千円と定める。

## 令和4年度中央市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度中央市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接 続 戸 数	8, 0 8 5 戸
(2)	年間総処理水量	2, 6 7 6, 0 0 0 m <sup>3</sup>
(3)	一日平均処理水量	7, 3 3 1 m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業 管渠整備	1 7 7, 1 7 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款	公共下水道事業収益	7 8 8, 6 1 0 千円
第1項	営業収益	2 9 1, 5 4 0 千円
第2項	営業外収益	4 9 7, 0 6 9 千円
第3項	特別収益	1 千円

### 支 出

第1款	公共下水道事業費用	7 8 8, 6 1 0 千円
第1項	営業費用	6 7 7, 7 1 7 千円
第2項	営業外費用	1 0 8, 7 1 5 千円
第3項	特別損失	1, 1 7 8 千円
第4項	予 備 費	1, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額110,860千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,184千円、損益勘定留保資金91,676千円で補てんするものとする。)

### 収 入

第1款	資本的収入	6 7 9, 3 6 6 千円
第1項	企 業 債	3 7 2, 1 0 0 千円
第2項	補 助 金	3 0 3, 2 3 6 千円
第3項	負 担 金	4, 0 3 0 千円

支 出

第1款 資本的支出	790, 226千円
第1項 建設改良費	231, 231千円
第2項 企業債償還金	557, 995千円
第3項 予備費	1, 000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業債	84, 300 千円	証書借入の方法による。起債の時期は令和4年事業年度。ただし、その全部又は一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	5. 0 %以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
流域下水道整備事業債	30, 100 千円			
資本費平準化債	215, 900 千円			
下水道事業債 (特別措置分)	41, 800 千円			
合 計	372, 100 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 30, 829千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は385, 218千円である。



## 令和4年度中央市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度中央市農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接 続 戸 数	1, 131戸
(2)	年間総処理水量	367, 000 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(3)	一日平均処理水量	1, 005 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業 管渠整備	11, 470千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	農業集落排水事業収益	234, 402千円
第1項	営業収益	40, 999千円
第2項	営業外収益	193, 402千円
第3項	特別収益	1千円
		支 出
第1款	農業集落排水事業費用	234, 402千円
第1項	営業費用	215, 060千円
第2項	営業外費用	17, 662千円
第3項	特別損失	180千円
第4項	予備費	1, 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額33, 012千円は、損益勘定留保資金33, 012千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	118, 461千円
第1項	企業債	52, 600千円
第2項	補助金	64, 011千円
第3項	負担金	1, 850千円

支 出

第1款 資本的支出	151,473千円
第1項 建設改良費	11,470千円
第2項 企業債償還金	139,503千円
第3項 予備費	500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	52,600 千円	証書借入の方法による。	5.0 %以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,290千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は140,398千円である。

## 令和4年度中央市上水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度中央市上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次の通りとする。

(1) 給水戸数	8, 192戸
(2) 年間総給水量	2, 168, 234 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	5, 940 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 営業設備費	416千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	289, 705千円
第1項 営業収益	268, 047千円
第2項 営業外収益	21, 657千円
第3項 特別利益	1千円
	支 出
第1款 水道事業費用	281, 948千円
第1項 営業費用	246, 417千円
第2項 営業外費用	33, 181千円
第3項 特別損失	350千円
第4項 予備費	2, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額111, 107千円は、損益勘定留保資金111, 107千円で補てんするものとする。)

	収 入
第1款 資本的収入	0千円
第1項 企業債	0千円
第2項 工事負担金	0千円

支 出

第1款 資本的支出	111,107千円
第1項 建設改良費	416千円
第2項 企業債償還金	105,691千円
第3項 予備費	5,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 24,520千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、5,293千円と定める。